

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 1 3 日

関係都道府県私立学校主管部課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

令和 2 年梅雨前線豪雨等による災害により被災した  
私立学校施設の災害復旧について

令和 2 年梅雨前線豪雨等(いわゆる令和 2 年 7 月豪雨)による災害については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 3 7 年 9 月 6 日法律第 1 5 0 号。以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害に指定される見込みであり、激甚法第 3 条及び第 4 条に規定する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助の措置が適用される見込みであることが、以下の内閣府(防災担当)ホームページにおいて公表されたところです。

内閣府(防災担当) URL : [http://www.bousai.go.jp/pdf/0710\\_r2ooame.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/0710_r2ooame.pdf)

近年、当該財政援助の措置がなされた場合、激甚法第 1 7 条に規定する私立学校施設災害復旧事業に対する補助についても適用されており、この場合、予算の範囲内において事業費の 1 / 2 を補助しています。

ついては、当該措置が適用された場合における補助制度及び事務の流れを別紙 1 ・ 2 のとおりまとめましたので、今後この補助事業の申請を予定されている場合は、特に下記の事項に留意いただくようお願いします。

また、この補助事業の執行に係る事務については各都道府県にお願いしていることを申し添えます。また、このことについて、所轄の学校法人に周知くださるようお願いいたします。

なお、現時点において、令和 2 年 7 月豪雨について、激甚法第 1 7 号に規定する補助の適用が決定したものではありませんので御留意ください。

記

1. 国の現地調査を待たず、事前着工を行うことが可能となっていますので、教育活動に支障が生じないように可能なものから速やかに適切な対応を取るとともに、適切な復旧方法により安全性を確保すること。(文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領(以下、「調査要領」という。)第 7 参照)

2. 現地調査前に事前着工する場合には、激甚災害によって被災していた事実を証明する被災直後の写真や関係資料が必要です。そのため、学校施設の被災直後の被害状況が復旧箇所ごとに証明できるような写真・動画や関係資料等を復旧事業の実施前に可能な限り保存しておくこと。（調査要領第8 1（2）、第10 1参照）
3. 災害復旧事業に係る補助は、後日改めて依頼する通知を受け学校法人から提出していただく復旧事業計画書に基づき、当該事業が激甚災害による被害であるかどうか、また被災施設を原形に復旧するための費用であるかどうか等について、原則として財務局の立会の上で現地調査等を行い、これらに該当するものに対して補助を行うこと。（調査要領第8 1（1）参照）
4. 明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠ったことに基づいて生じたと認められる被害に係るものについては、補助の対象とならないこと。（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第37条第1項但書参照）
5. 補助対象経費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧することを前提に算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては、当該施設に代わるべき必要な施設を整備するものとして算出すること。（調査要領第4参照）
6. 校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事完了までに長期間を要する見込みの場合、当該期間中の教室等の不足による授業の中断又は二部授業を避けるための応急仮設校舎についても私立学校の災害復旧事業の補助の対象となること。（私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱参照）
7. 重大な被害を受けた学校施設等、復旧までに長期間を要するものは、上述の事業計画書の作成に向け復旧方法等の検討を行っておくこと。

本件問合せ先

文部科学省高等教育局私学部私学助成課  
専門官 竹内、助成第二係 青山、望月、菅原  
TEL : 03-5253-4111（内 2746）  
FAX : 03-6734-3396  
E-mail : josei2@mext.go.jp

# 私立学校施設災害復旧事業の概要

## 1. 補助対象

地震、台風、集中豪雨などの大規模災害が発生し、当該災害が激甚災害（本激）に指定された場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第17条第1項に基づき、被災した私立学校（私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園）における校舎等施設の復旧に要する工事費等に対して、国が補助することができる。

【激甚法第1条、第2条、第3条第6の2号、同条第6の11号、第17条】

## 2. 補助率

1/2以内

【激甚法第17条】

※4. 適用範囲に示す条件に該当する場合の幼保連携型認定こども園及び特定私立幼稚園については7/12以内【激甚法第4条第5項】

## 3. 災害復旧事業の対象となる施設

### ①建物

当該学校の使用に供されている建物（建物に附属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の附帯設備を含む。教員住宅は除く。）

### ②工作物

土地に固着している建物以外の工作物

（例：野球場バックネット、鉄棒、遊具、プール、自転車置場、温室等）

### ③土地

学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設

（例：テニスコート、花壇（樹木を除く）、排水溝、法面等）

### ④設備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品（備品台帳に登載されているものに限る）

（例：机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具（テレビ、ビデオ、プロジェクター、スクリーン、スピーカー等）、コンピューター、サーバー、その他電子機器、学内LAN装置、電位顕微鏡、各種質量分析装置、各種解析システム、工作機器、給食調理機械器具及び食器等並びに授業に用いる諸機械、車両及び用具（農業、農学及び畜産学等に関する学科に属する場合の動物を含む。）等

【激甚法第17条】【調査要領第3】

## 4. 適用範囲

1校（園）あたりの災害復旧に要する工事費（3. ①～④の施設の復旧費（以下同じ））が次の①に掲げるものであって、かつ②に該当するもの（幼保連携型認定こども園及び特定私立幼稚園を除く）。

幼保連携型認定こども園及び特定私立幼稚園においては、③に該当する場合、1/2の補助に加え、1/12の補助率の嵩上げを行う。

【激甚法施行令第7条、第12条、第36条、第37条】

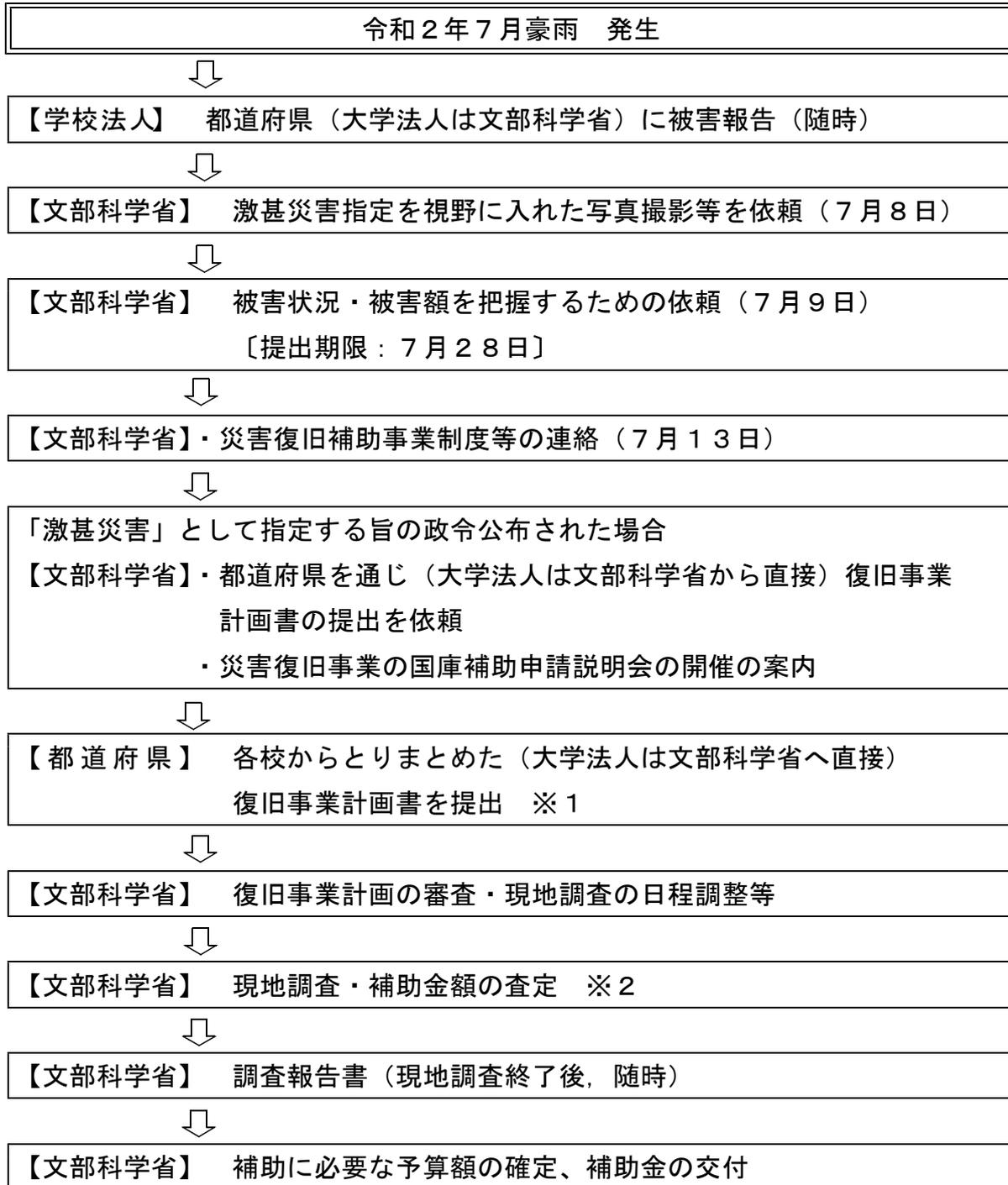
### ①学校ごとの災害復旧に要する工事費

大学	300万円以上	短期大学	240万円以上
高等学校	210万円以上	小・中学校	150万円以上
特別支援学校	90万円以上	幼稚園	60万円以上
幼保連携型認定こども園・特定幼稚園		30万円以上	

②学校（幼保連携型認定こども園及び特定私立幼稚園を除く）ごとの建物等（建物、工作物、土地及び設備）の復旧に要する工事費（事務費を除く。）の額を被災時における当該学校の幼児、児童、生徒又は学生の数で除して得た額が750円以上のもの。

③幼保連携型認定こども園及び特定私立幼稚園においては、都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域内にある激甚法第3条第1項に掲げる事業ごとの施設について、激甚災害を受けた施設の数（激甚令第7条第2項に規定する査定事業費の下限額未満のものは除く。）の割合が10分の1以上であること、及び当該区域における被災施設の復旧に様子得る経費の一施設当たりの平均額が80万円以上であること。

## 私立学校施設「災害復旧補助事業」に関する事務の流れ



復旧工事の事前着手可  
※2

※1 被災直後の被害状況が確認できる写真や関係資料等の保存が必要。

※2 復旧事業計画書をもとに、被災した学校に対し文部科学省担当者が地方財務局担当者の立会のもとで現地調査を行い、補助金額の査定を行う。

## 文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領

昭和45年11月12日  
文管振第172号  
改正 昭和59年11月2日  
文高助第27号  
改正 平成13年1月6日  
改正 平成23年7月21日  
23文科高第416号  
改正 平成28年6月2日  
28文科高第277号

## 第1 趣旨

文部科学省所管の私立学校施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和37年政令第403号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 災害原因の調査

災害原因については、法第2条第1項の規定により激甚災害の指定を受けた災害（以下「激甚災害」という。）による被害であるかどうかを確認するとともに、被災施設の原形及び被災状況を調査するものとする。

## 第3 災害復旧事業の対象となる施設

激甚災害により被害を受けた私立の学校（幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学及び高等専門学校）の所有にかかる次に掲げるものをいう。

## 1 建物

当該学校の使用に供されている建物（教員住宅を除き、それ以外の建物に附属する電灯，電力，火災予知，火災報知，ガス，給排水等の附帯設備を含む。）

## 2 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物

## 3 土地

学校敷地，屋外運動場，実習地等の校地及び校地造成施設

## 4 設備

校具，教材，教具，机，椅子等の物品

## 第4 復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適

当である場合においては、当該施設に代わるべき必要な施設をするものとして算出する。

- 1 原形に復旧するとは被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。
- 2 原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

一 原形の判定が可能な場合

(建物の補修又は建物以外の工作物の復旧)

- (1) 地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において延長を増加し、根継をし、陥没した沈下量をかき上げし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴ない材質を改良して施行する工事

(土地の復旧)

- (2) 校地又は校地造成施設が被災し、地形地盤の変動のためその被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し、根継をする等、形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴ない材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

(その他)

- (3) 前各号に掲げるものに類する工事

二 原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没し、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

- 3 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をするとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 校地又は校地造成施設が被災し、地形地盤の変動のため、又はその施設の除却が困難なためその被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事、又はこれに伴ない形状若しくは寸法を変更し若しくは材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

- (2) その他前号に掲げるものに類する工事

- 4 原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設に代わるべき必要な施設をするとは、次に掲げる場合をいう。

一 建物の補修、工作物の復旧の場合

- (1) 主要構造部分が折損し、又は傾斜し、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等補強して施行する工事

- (2) 建築基準法，その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事
- (3) 被災施設の立地条件の悪化等により過去三回以上浸水被災し，原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事
- (4) その他前各号に掲げるものに類する工事

## 二 土地の場合

- (1) 校地又は校地造成施設が被災し，地形地盤の変動等のため，その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において，当該施設の従前の効用を復旧するため，位置若しくは法線を変更し，形状若しくは寸法を変更し，又は材質を改良して施行する必要最小限度の工事，排水工，山留工等を設けて施行する工事
- (2) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したため，その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において，当該施設の従前の効用を復旧するため土砂止等を設けて施行する工事
- (3) その他前各号に掲げるものに類する工事

## 第5 復旧費算出の基礎

### 1 建物

#### (1) 新築復旧

建物が全壊又は半壊した場合の復旧費の算定は，全壊又は半壊の面積に第8の3に定める単位当たりの新築単価を乗じて得た額とする。

#### (2) 補修復旧

建物の被災状態が新築復旧の必要のない被害の場合においては，当該補修に要する経費を第8単価歩掛りにより算出する。

なお，再使用可能の残材があるときは，これを使用することとして復旧費を算出することとする。

### 2 建物以外の工作物

建物以外の工作物が被災した場合においては，その新築又は補修に要する経費を第8単価歩掛りにより算出する。

### 3 土地

土地が被災した場合においては，その復旧に要する経費を第8単価歩掛りにより算出する。

### 4 設備

設備が被災した場合においては，復旧に要する経費を基準計算額と特例計算額とに区分して算出する。

ア 基準計算額とは，児童等1人当たりの基準額に被災時の当該学校の児童等の数

を乗じて得た額に建物の被害の程度の区分に応じた割合及び被災した建物を被害の程度ごとに区分した面積の当該学校の建物の全面積に対する割合を乗じて得た額をいう。但し、実被害額が基準計算額を下廻るものについては、実被害額を基準計算額とみなす。

注：基準計算額算出は建物の被害の程度区分ごとに、次の算式によって得た金額の合計額である。

$$A \times B \times C \times D = X$$

A＝令別表第3に定める児童等1人当たりの基準額

B＝令別表第4により補正を行った後の被災時における児童等の数

C＝令別表第2に定める建物の被害程度ごとに区分した面積の全面積に対する割合

D＝令別表第2に定める建物の被害の程度に応じた設備費の基準額に  
乗すべき割合

イ 特例計算額とは、建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きいとき、又はその他特別の事由により基準計算額のみにより復旧費を算出することが著しく不相当と認められる場合において、次により算出した額をいう。

(ア) 船（ボート類を除く）

A 船が流失、沈没（引揚不能）又は全壊した等のため、新たに建造を要する場合においては別途指示する単価により算出した額

B 船が沈没して引揚を必要とする場合においては、引揚に要する経費

C 船が破損して補修又は補強を必要とする場合においては、補修又は補強に要する経費

(イ) 設備復旧費の算出の基礎となる建物の被害が令別表第2に定める「建物の被害の程度の区分」に該当しない場合において、設備のみの実被害額が60万円を超える場合には、実被害額を限度とする範囲内で復旧を必要とする額

(ウ) 基準計算額が実被害額以下となる場合において、基準計算額を超え実被害額までの額を限度とする範囲内で復旧を必要とする額。但し、本項の実被害額には船（ボート類を除く）の被害額は含まないものとする。

(エ) 大学（短期大学・高等専門学校を含む。）の設備復旧に要する経費は実被害額

## 第6 建物の被害区分

建物復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

### 1 全壊

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築して復旧する必要がある状態にあるもの

### 2 半壊

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの

### 3 補修（大破以下）

#### (1) 大破

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの

#### (2) 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

## 第7 調査前施工工事

現地調査前においてすでに施行済み又は施行中の工事については、その工事が本工事の全部又は一部となるもののみを被害写真等により状況を確認して復旧費算出の対象とする。

この場合において当該工事の精算額又は精算見込額が算定した復旧費を下廻るときは、精算額又は精算見込額をもって復旧費とする。

## 第8 調査事務取扱

### 1 調査の方法

- (1) 文部科学省の調査に対して財務局、福岡財務支局又は沖縄総合事務局が立会するものとする。
- (2) 調査は原則として実地にて行うものとするが、やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

### 2 復旧事業費の範囲

復旧事業費とは復旧工事費（本工事費、附帯工事費及び設備費）および事務費の合計額とする。

#### (1) 復旧工事費

##### ア 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費および保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費（別表諸経費率）を含むものとする。

##### イ 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

##### ウ 設備費

教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。

(2) 事務費

令第37条第2項に規定する事務費は、事業を施行するための事務に要する経費とする。

3 単価・歩掛り

文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領に定める単価表・歩掛り表を準用する。

4 調査結果の報告

調査終了後5日以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

(1) 災害復旧事業の採否について、事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合

(2) 1校当たりの調査額が5,000万円以上となる場合

第9 その他

1 応急仮設校舎等

校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）完了まで長期間を要する見込の場合、当該期間中の教室等の不足による授業の中断又は二部授業を避けるための仮教室、仮間仕切、仮便所、仮職員室等の工事を調査の対象とする。

(1) 仮教室

必要最小限度の室数

(2) 仮職員室等の管理関係室

必要最小限度の室数

(3) 仮便所

男女別に最小限度の広さ

(4) 仮間仕切壁

前記(1)又は(2)の用途に供するための残存建物内への仮間仕切壁

2 借用土地等

設置者が維持管理の責任を有する借用土地及び借用施設（以下「借用土地等」という。）に被害があった場合は、当該復旧費を調査の対象とし、これの報告に当該借用土地等の維持管理が設置者の責任であることを証する資料を添付のこと。

3 幼保連携型認定こども園

(1) 幼保連携型認定こども園に被害があった場合は、当該復旧費を調査の対象とする。

(2) 調査の対象となるのは、幼保連携型認定こども園の施設における学校として教育を実施する部分とし、他と区分することが困難な場合には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77

号) 第16条に基づき市町村が都道府県知事へ届出した利用定員の総数に占める子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の割合により、当該対象事業の範囲を定めるものとする。

#### 4 特定私立幼稚園

特定私立幼稚園に被害があった場合は、当該復旧費を調査の対象とする。

### 第10 適用除外

- 1 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により、被害の事実の確認できないものについては、適用を除外とする。
- 2 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの(この場合の工事施行中に生じた災害とは工事請負契約書に記載された着工の日(直営工事にあつては、着工届等に記載された着工の日)から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。)

## 別表

## 諸 経 費 率

区 分	率
建物新築復旧	0 %
建物補修復旧	1 5 %
土地復旧（校庭・コート類を含む。）	公共土木施設災害復旧工事に使用する率
工作物復旧	1 5 %
設備復旧	0 %

## 文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項

昭和45年11月12日  
45管振第18号  
改正 昭和59年11月2日  
59高助第2号  
改正 平成13年1月6日  
改正 平成23年7月21日  
23高私助第21号  
改正 平成28年6月2日  
28高私助第5号

## 1 建物以外の工作物について

土地に固着した囲障, 貯水池, 水泳プール及び射場(これらに類する施設を含む。)並びにこれらの附属施設, 野球及び庭球のバックネット, 鉄棒, 井戸, 百葉箱, フレーム, ピット, スベリ台等のほか次の構造物をいう。

- (1) 自転車置場として作られたもので, 現に自転車置場として使用されているもの(校舎, 寄宿舎等の建物の内部を利用して設けられた自転車置場を除く。), 温室, 畜舎(高等学校及び特別支援学校の高等部の温室及び畜舎を除く。)等の簡易な小規模構造物
- (2) 柱と屋根のみで壁のない独立した構造物(例えば, 相撲場上屋)
- (3) 内部の高さが2.0メートル以下の独立した構造物
- (4) 両面が壁(腰壁は壁でないものとみなす。)で囲まれていない吹き抜けの渡り廊下棟

## 2 校地造成施設について

土地のうち校地造成施設とは, 崖地の土留擁壁, 排水溝, 排水路, 側溝, 法面芝, テニスコート等のコート類, トラック, フィールド, 砂場, 造園工作物(樹木は除く。)等をいう。

## 3 設備について

設備とは, 例えば机, 椅子, 書棚, 楽器, 図書, 視聴覚教育器具, 各教育の授業に用いる諸機械, 車両, 用具(農学, 畜産学又は農業等に関する学部・学科に属する動物を含む。), 給食調理機械器具, 食器等をいう。なお, 調査要領第3の4に掲記されている校具, 教具, 教材とは, 上記の物品の使用目的からみた区分をいう。また設備の認定に当たっては, 当該学校の備品台帳に登載されているもののみを調査の対象とする。

なお、消耗品は含まない。

4 要領第8の2の(1)のイに規定する附帯工事のうち建物にあっては、下表に掲げるものが、その例である。

工事の種類	附帯工事に含めるもの	
電灯・照明工事 実験実習のための電力工事 給水工事 排水工事 衛生工事 冷暖房工事 ガス工事 給食リフト工事 防火、消火工事 放送等弱電工事 避雷工事	左の工事のための電気配線、配管、変圧器、分電盤、配電盤	差し込み口、取付照明器具、建築当初取付照明灯 給水管、給水栓、手洗、洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井 排水管、トラップ、排水溜桝、犬走り側溝、排水ポンプ 汚水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、汚水ポンプ 配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式、冷凍機及び付属設備一式、煙道、煙突 ガス配管、諸コック 給食リフト一式 火災報知器、感知器、火災警報機、消火栓、ボックス一式及び消防署への直接連絡設備 室内スピーカー、電気時計 避雷針設備工事一式

#### 5 調査前施行工事について

調査前、応急的に施行された工事（要領第9の1に規定する応急仮設校舎等を除く。）については、その工事が本工事の全部または一部となる場合に限り調査の対象とするものであり、施行部分についての所定の単価、歩掛りを用いて積算された額と精算額（施行中のものは精算見込額）とを比較し何れか少額のを調査額とするものである。

#### 6 建物の被害区分について

全壊とは建物の垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で使用不能の状態または焼失、滅失した状態をいう。建物の主要構造部（柱、梁、桁、小屋組、基礎、土台等）が被害を受け補強し使用できる状態を「大破」といい、補強不可能のもので解体して復旧しなければならない状態を「半壊」として取り扱う。

すなわち、建物の主要構造部の損壊状態のうち補強して使用できるものは、補修（大破）として取扱い解体復旧を要するものは半壊として取扱うこととなる。壁、床、天井等部分的補修を行う程度の被害を受けた状態も補修（大破にいたらないもの）として取扱う。

#### 7 共用施設について

イ 2以上の学校がそれぞれ同一敷地内に存する場合の共用施設の災害は、次により取扱うものとする。

(1) 著しく使用度（使用回数，使用日数）の高い場合は，使用度の高い学校へ含める。

（例）野球場，テニスコート等主として大学生の使用に供されているものは大学の施設とする。

(2) 使用度のみにより難い場合は，共用している学校の生徒数（利用生徒数が明らかな施設の場合は当該生徒数）により按分する。

（例）講堂，プール，塀，事務室，化学実験室等

（注）上記の取扱いにより一つの施設について，一部補助対象とならない部分があっても止むをえないものとする。

(3) 2以上の学校が共用する設備について，令第37条第3項の規定による設備費の算定は生徒数（利用生徒数が明らかな施設の場合は当該生徒数）の大なる一つの学校により算定するものとする。

ロ 学校およびそれ以外のものが共用している施設の災害は，それぞれの専用面積により按分する。

8 老朽，遊休施設について

老朽（腐朽して放置されているもの），遊休施設については採択しないものとするが，対象外とした施設については，その状況を詳細に報告する。

9 臨時（仮）校舎について

本建築を行う予定があり，もしくは一時校舎として転用していた建物またはバラック建のものについては採択しない。仮校舎の判定が困難なものは仮調査額を算出し，保留として報告すること。

10 特殊施設について

国立，公立の学校に比して特殊な施設であり，学校教育上不可欠でないものについては採択しない。

（例）礼拝堂，迎賓館，乗用車等および附帯設備

11 令第37条第3項の別表および同条第4項において準用する令第34条第4項の協議について，令第37条第3項の別表3中，文部科学大臣が財務大臣と協議して定めたものとは，調査要領第5の4のイの(エ)を同条第4項において準用する令第34条第4項において文部科学大臣が財務大臣と協議して設備費の額を算定する場合とは，調査要領第5の4のイの(ア)，(イ)および(ウ)をいい，すでに調査前において包括協議を了したものである。

12 要領第9の1に定める応急仮設校舎等に要する工事費の算出基準

(1) 仮教室

ア 普通教室

被災時の実学級数から残存普通教室数（普通教室に仮に転用することができる室の数を含む。）を控除した室数と被災した室数のいずれか少ない室数に 83 平方メートルを乗じて得た面積を限度として工事費を算出すること。

イ 普通教室以外の教室

普通教室以外の教室で特に必要と認められるものについては、当該被災教室数から残存建物のうち当該教室に転用することができる室数を控除した室数に 83 平方メートルを乗じて得た面積を限度として工事費を算出すること。

ウ 大学の講義室，教員研究室及び実験実習室

残存建物のうち仮使用可能な面積を勘案のうえ、必要最小限度の面積を限度として工事費を算出すること。

(2) 仮職員室等の管理関係室

残存建物のうち仮使用可能面積を勘案のうえ、必要最小限度の面積に要する工事費を算出すること。

(3) 仮便所

被災した便所の面積及び便器数を限度として残存便所までの歩行距離，男女別の便器数等を考慮して必要最小限度の仮便所を建築するために要する工事費を算出すること。

(4) 仮渡廊下

仮建物（前記(1)，(2)，(3)）相互間及び仮建物と残存建物間に設ける必要最小限度の渡廊下を建築するために要する工事費を算出すること。

(5) 仮間仕切壁

講堂，屋内運動場等を仮教室とするための仮間仕切壁を設ける工事又は模様替えを行う工事に要する工事費を算出すること。

13 その他

応急仮設校舎等，借用土地等，幼保連携型認定こども園及び特定私立幼稚園については，予算補助として取扱い，調査の対象とするものである。

## 私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱

平成23年6月20日  
文科高第324号  
文部科学大臣裁定  
平成28年6月2日一部改正

## （通則）

第1条 私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （補助の目的）

第2条 この補助は、法令の規定に基づくものを除くほか、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「法」という。）第2条第1項に規定する激甚災害をいう。以下同じ。）を受けた私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の施設の災害復旧に要する経費の一部を国が補助することとし、もって教育の円滑な実施に資することを目的とする。

## （補助の対象及び補助事業者）

第3条 激甚災害を受けた私立の学校の施設の災害復旧に伴う応急仮設校舎等の整備事業のうち、別記1「応急仮設校舎等整備事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 激甚災害を受けた私立の学校の土地及び施設のうち、別記2「借用土地等災害復旧事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、当該土地及び施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

3 激甚災害を受けた私立の学校の次の各号に掲げる施設のうち、「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領」に基づき調査の対象とされたものについて、当該施設に係る学校設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- 一 幼保連携型認定こども園の使用施設
- 二 特定私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により確認された私立の学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。）の使用施設

(その他)

第4条 この事業の実施につき必要な事項等については、この要綱に定めるもののほか、法等の規定に基づく補助の例による。

附則 この要綱は、平成23年度以降に交付を決定する補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成28年6月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 応急仮設校舎等整備事業実施要領

### 1 補助対象事業

補助対象事業は、激甚災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立の学校の幼児、児童、生徒及び学生を収容するために必要な応急仮設校舎等（以下「応急仮設校舎等」という。）の整備事業とする。

### 2 補助対象となる施設

補助対象となる施設は、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）完了まで長期間を要する見込の場合、当該期間中の教室等の不足による授業の中断又は二部授業を避けるため必要となる応急仮設校舎で、その内容は次の各号に掲げるものとし、その規模の算出基準はそれぞれ当該各号に定めるところに基づき、別表による。

#### （1）仮教室

- ① 普通教室 被災時の実学級数から残存普通教室数（普通教室に仮に転用することができる室の数を含む。）を控除した室数と被災した室数のいずれか少ない室数に 83 平方メートルを乗じて得た面積を限度として算出する。
- ② 普通教室以外の教室 普通教室以外の教室で特に必要と認められるものについては、当該被災教室数から残存建物のうち当該教室に転用することができる室数を控除した室数に 83 平方メートルを乗じて得た面積を限度として算出する。
- ③ 大学の講義室、教員研究室及び実験実習室 残存建物のうち仮使用可能な面積を勘案のうえ、必要最小限度の面積を算出する。

（2）仮職員室等の管理関係室 残存建物のうち仮使用可能面積を勘案のうえ、必要最小限度の面積を算出する。

（3）仮便所 被災した便所の面積及び便器数を限度として残存便所までの歩行距離、男女別の便器数等を考慮した必要最小限度の面積を算出する。

（4）仮渡廊下 仮建物（前記(1)、(2)、(3)）相互間及び仮建物と残存建物間に設けるための必要最小限度の面積を算出する。

（5）仮間仕切壁 講堂、屋内運動場等を仮教室とするための仮間仕切壁の設置、又は模様替えを行うものとして算出する。

### 3 国庫補助額

国庫補助額は、応急仮設校舎等の整備事業に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

#### (1) 本工事費

本工事費は、応急仮設校舎等の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の借上げ費、運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。

#### (2) 附帯工事費

附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

#### (3) 設備費

設備費は、教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。

#### (4) 事務費

事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に100分の1を乗じて算定する。

別 表

応急仮設校舎調査対象面積算出表

1. 仮教室

(1) 普通教室

区 分		摘 要
被災時の実学級数	ア	
残存普通教室数	イ	
残存校舎内の転用可能教室数	ウ	
被災教室数	エ	
限度教室数	オ	ア－(イ+ウ)、エのいずれか小
限度面積	カ	オ×83 m <sup>2</sup>
建設面積	キ	
対象面積	ク	カ、キのいずれか小

(2) 普通教室以外の教室

区 分		摘 要
被災教室数	ケ	
残存校舎内の転用可能教室数	コ	
限度教室数	サ	ケ－コ
限度面積	シ	サ×83 m <sup>2</sup>
建設面積 (特に必要と認められるもの)	ス	
対象面積	セ	シ、スのいずれか小

(3) 大学の講義室、教員研究室及び実験実習室

区 分		摘 要
被災面積	ソ	
残存校舎内の転用可能面積	タ	
限度面積	チ	ソ－タ
建設面積 (必要最小限度)	ツ	
対象面積	テ	チ、ツのいずれか小

2. 管理関係室

区 分		摘 要
被災面積	ト	
残存校舎内の転用可能面積	ナ	
限度面積	ニ	トーナ
建設面積（必要最小限度）	ヌ	
対象面積	ネ	ニ、ヌのいずれか小

3. 仮便所

区 分		摘 要
被災面積（便器数）	ノ	
建設面積（便器数） （必要最小限度）	ハ	
対象面積	ヒ	ノ、ハのいずれか小

4. その他共有面積

区 分		摘 要
仮教室等の面積	フ	ク＋セ＋テ＋ネ＋ヒ
限度共有面積	へ	フ×0.44
建設面積	ホ	
対象面積	マ	へ、ホのいずれか小

5. 合 計

対象面積の合計	ミ	ク＋セ＋テ＋ネ＋ヒ＋マ
---------	---	-------------

## 別記 2

### 借用土地等災害復旧事業実施要領

#### 1 補助対象事業

補助対象事業は、激甚災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立の学校の設置者が維持管理の責任を有する借用土地及び借用施設（以下「借用土地等」という。）の災害の復旧とする。

#### 2 補助対象となる土地等

補助対象となる土地等は、激甚災害を受けた私立の学校の用に供される借用土地等であって、維持管理が当該私立の学校の設置者の責任であることが証明できるものとする。

#### 3 国庫補助額

国庫補助額は、借用土地等の災害復旧事業に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

##### (1) 本工事費

本工事費は、借用土地等の災害の復旧に要する工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。

##### (2) 附帯工事費

附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

##### (3) 設備費

設備費は、教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。

##### (4) 事務費

事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に100分の1を乗じて算定する。